

平成24年 5 月

熊野市議会臨時会会議録

平成24年 5 月 16 日 開会

平成24年 5 月 16 日 閉会

熊 野 市 議 会

平成24年5月熊野市議会臨時会会議録目次

第1日目（5月16日）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	2
会議に出席した事務局職員の職氏名	2
提出議案	2
議事日程	2
開 会	4
諸般の報告	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議案の上程	5
提案説明	5
議案第1号	7
議案第2号	9
議案第3号	9
議案第1号の質疑	10
委員会付託の省略	10
討論、採決	10
議案第2号の質疑	11
委員会付託の省略	11
討論、採決	12
議案第3号の質疑	12
委員会付託の省略	12
討論、採決	13
議案の上程	13
提案説明	13
議案第4号	14
議案第5号	15

議案第 4 号の質疑	16
委員会付託	18
議案第 5 号の質疑	18
委員会付託	18
各委員長報告	18
質疑、討論、採決	19
議長の辞職願について	22
議長の選挙	23
会議録署名議員の追加指名	25
副議長の辞職願について	26
副議長の選挙	27
同意案第 1 号	29
紀南病院組合議会議員の選挙	30
紀南介護保険広域連合議会議員の選挙	31
東紀州農業共済事務組合議会議員の選挙	32
三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	34
閉 会	34
署名議員	36

平成24年5月熊野市議会臨時会会議録

平成24年5月16日（水曜日）

第 1 日

招集年月日 平成24年5月16日（水）

招集の場所 熊野市議会議場

開 会 平成24年5月16日（水）午前9時00分

開 議 平成24年5月16日（水）午前9時00分

出席議員

1番	道 後 宣 弘 君	2番	西 賢 二 君
3番	濱 重 明 君	4番	和 田 いく子 さん
5番	増 田 幸 美 君	6番	山 田 実 君
7番	下 田 克 彦 君	8番	岩 本 育 久 君
9番	樋 口 雄 史 君	11番	山 本 洋 信 君
13番	中 田 征 治 君	14番	前 地 林 君
15番	前 田 桂之助 君	16番	清 水 純 一 君

欠席議員

12番 中 田 悦 生 君

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

市	長	河上 敢二 君	副	市	長	山川 勝 君															
消	防	長	松田 明彦 君	市	長	公 室 長	森岡 澄生 君														
総	務	課	長	大江 文章 君	税	務	課	長	星山 政文 君												
林	業	振	興	課	長	大江 勝郎 君	観	光	ス	ポ	ー	ツ	交	流	課	長	濱	口	幸	治	君
建	設	課	長	和田 仁 君	監	査	委	員	事	務	局	長	栗	須	廣	也	君				

職務のため出席者

事	務	局	長	南 佳壽 君	次	長	兼	庶	務	係	長	山	口	耕	作	君
議	事	係	長	大	谷 健 君	庶	務	係	山	口	春	菜	さん			

提出議案

議案第1号 専決処分の承認について

議案第2号 専決処分の承認について

議案第3号 専決処分の承認について

議案第4号 工事請負契約の締結について

議案第5号 平成24年度熊野市一般会計補正予算（第1号）について

同意案第1号 熊野市監査委員の選任について

議事日程

開 会

諸般の報告

- 1 第95回東海市議会議長会定期総会出席報告

2 説明員の報告

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

[提案理由、内容説明、質疑、討論、採決]

日程第3 議案第1号 専決処分の承認について

日程第4 議案第2号 専決処分の承認について

日程第5 議案第3号 専決処分の承認について

[提案理由、内容説明、質疑、委員会付託、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決]

日程第6 議案第4号 工事請負契約の締結について

日程第7 議案第5号 平成24年度熊野市一般会計補正予算（第1号）について

[提案理由、採決]

日程第8 同意案第1号 熊野市監査委員の選任について

[選挙]

日程第9 紀南病院組合議会議員の選挙

日程第10 紀南介護保険広域連合議会議員の選挙

日程第11 東紀州農業共済事務組合議会議員の選挙

日程第12 三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

閉 議

閉 会

午前 9時 00分 開会

○副議長（岩本育久君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。欠席の届け出は、12番 中田悦生議員であります。

定足数に達しておりますので、これより平成24年5月熊野市議会臨時会を開会いたします。

本日、中田議長が欠席されておりますので、かわりまして私が議長を務めます。議事運営にご協力をお願いします。

諸 報 告

○副議長（岩本育久君） 開議に先立ち、諸般の報告については、去る4月19日、第95回東海市議会議長会定期総会が岐阜市において開催され、私が出席いたしました。

その席上、私が在職10年の表彰に浴しましたので、ご報告いたします。

なお、会議の協議事項はお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、関係当局に説明員の出席を求めたところ、お手元に配付いたしております文書のとおり通知を受けております。

開 議

○副議長（岩本育久君） これより本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。

会議録署名議員の指名

- 副議長（岩本育久君） 日程第1 今期臨時会の「会議録署名議員の指名」を行います。
会議規則第79条の規定により、議長において
7番 下田 克彦 議員
11番 山本 洋信 議員
を指名いたします。
-

会期の決定

- 副議長（岩本育久君） 日程第2 「会期の決定」を議題といたします。
お諮りいたします。
今期臨時会の会期については、本日1日間とすることにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 副議長（岩本育久君） ご異議なしと認めます。
よって、今期臨時会の会期は本日1日間と決しました。
-

議案の上程（議案第1号～議案第3号）

- 副議長（岩本育久君） 日程第3 議案第1号「専決処分の承認について」、日程第4
議案第2号「専決処分の承認について」及び日程第5 議案第3号「専決処分の承認
について」を一括議題といたします。

提案説明

○副議長（岩本育久君） 市長の提案理由を求めます。

市長。

（市長 河上敢二君 登壇）

○市長（河上敢二君） おはようございます。

平成24年5月熊野市議会臨時会に提出いたしました議案につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案第1号「専決処分の承認について」につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成23年12月14日に、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布され、本年4月1日から施行されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により熊野市税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めます。

議案第2号「専決処分の承認について」につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成23年12月14日に公布され、本年4月1日から施行されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により熊野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めます。

議案第3号「専決処分の承認について」につきましては、熊野市林業会館の指定管理者について、本年3月31日で期間満了となりましたので、平成24年4月2日に設立された三重熊野森林組合を熊野市林業会館の指定管理者とし、地方自治法第179条第1項の規定により熊野市林業会館の指定管理者の指定について専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めます。

以上、提案の理由をご説明申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

上程議案の内容説明

○副議長（岩本育久君） 次に、内容の説明を求めます。

議案第1号及び議案第2号について。

税務課長。

(税務課長 星山政文君 登壇)

○税務課長(星山政文君) 議案第1号「専決処分の承認について」につきまして、その内容のご説明を申し上げます。

改正内容は、固定資産税の平成24年評価がえに当たり、従来の土地に係る負担調整措置を継続するものですが、住宅用地に係る据え置き特例については廃止とするものであります。また、市民税に関しては、東日本大震災に係る特例に係る内容となっております。

それでは、順を追って簡単にご説明申し上げます。議案書3ページからの新旧対照表をごらんください。

10条の2第7項はバリアフリー改修特例、8項は省エネ改修特例にかかわるものですが、いずれも地方税法施行規則の改正によるものです。

第11条につきましては、土地に対して課する固定資産税の特例に関する用語の転移を定めるもので、前年度分の固定資産税の課税標準額の定義の規定です。

第11条見出しについて、平成21年度から23年度までを平成24年度から平成26年度までに改正するものです。

11条第1項(6)については、地方税法附則の改正によるものです。

4ページでございます。

第11条の2につきましては、平成25年度または26年度における土地の価格の特例についてのもので、地価の下落傾向が続く場合には、時点修正率に従い、評価額に反映された価格で土地課税台帳に登録することができる措置を定めたものであります。

見出しの改正、第1項及び第2項ともに、条文中の年度の改正です。

5ページにわたりますが、第12条につきましては、宅地等に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例についてのものであります。

第1項は、宅地等に対して課する固定資産税の負担調整措置により、前年度課税標準額に当該年度の評価額の5%を加えたものを当該年度の課税標準とするもので、条文中の年度の改正です。

第2項は、住宅用地の据え置き特例を廃止し、第1項の負担調整措置により、商業地等については10分の6を乗じていた額を超える場合は、10分の6の額を当該年度の課税標準額とするものです。条文中の年度の改正でございます。

6 ページでございますが、第3項は、課税標準額の下限を評価額の20%の額にするもので、条文中の年度の改正であります。

7 ページにわたりますが、第4項は商業地等のうち負担水準0.6以上、0.7以下のものは、前年度課税標準額を据え置き、当該年度の課税標準額とするものですが、条文中の年度の改正です。

第5項は、商業地等のうち負担水準の0.7を超えるものは、課税標準額を10分の7に据え置くもので、条文中の年度の改正であります。

8 ページにわたりますが、第13条につきましては、農地に対して課する固定資産税の特例、負担調整措置を定める規定で、見出し及び条文中の平成21年度から平成23年度までを平成24年度から平成26年度までに改正するものです。

9 ページにわたりますが、第15条第1項、第2項で、特別土地保有税に関しても負担調整措置の特例を引き続き適用するものです。また、条文中の年度の改正であります。

10ページにわたりますが、市民税の東日本大震災にかかわる改正です。被災者が熊野市に居住の場合関係する条例です。

24条の2、第1項、第2項はその居住の用に供していた家屋が、東日本大震災により滅失したことによって、居住の用に供することができなくなった方が、その滅失した家屋の敷地の土地またその土地の権利を譲渡した場合には、居住の用に供されなくなった日から7年、従来は3年でしたが、7年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されるものについて、居住用財産を譲渡した場合の特例を受けることができるとしています。また、この特例法の適用を受けようとする場合は、納税通知書が送付されるときまでに、市民税申告書または確定申告書を提出しなくてはならないとされております。

11ページにわたりますが、25条第1項は、地方税法第45条に新たに項が追加されたことにより、改正の読みかえ規定であります。

第2項は、東日本大震災によって被害を受けたことにより従前家屋等居住の用に供することができなかったもののうち、その居住の用に供することができなくなった日から平成25年12月31日までの間に住宅の取得をし、居住の用に供した家屋に係る住宅借入金を有することになる者については、その従前家屋等に係る住宅借入金特別控除と再取得住宅に係る住宅借入金特別控除を、それぞれの適用年が重複する場合は、その適用年において重複して適用できるとしています。

また、東日本大震災の被災者の住宅の再取得等の場合に、その者の選択により、通常の住宅借入金等特別控除にかえて、住宅借入金等の年末残高の限度額及び控除率が有利な住宅借入金等の特別控除を受けることができますとしています。

12ページになりますが、施行日につきましては、平成24年4月1日でございます。

第2条及び第3条は、市民税、固定資産税に関する経過措置、平成24年度以後の前年度分の市民税の固定資産税について適用し、平成23年度分までの税については、なお従前の例によるとしています。

なお、第3条第2項の表につきましては、住宅用地に係る据え置き特例を、平成24年度及び25年度分までは負担水準現行10分の8を10分の9以上の住宅用地について存置した上で、平成26年度廃止し、各年度割の負担水準を表記したものとなっています。

以上、内容のご説明を申し上げます。よろしくご審議、ご承認賜りますようお願いいたします。

続きまして、議案第2号「専決処分の承認について」につきまして、その内容のご説明を申し上げます。

議案書15ページ新旧対照表をごらんください。

東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地の譲渡期限の延長の特例を、国民健康保険税の取得割算定についても同様に取り扱うという内容でございます。施行日は平成24年4月1日でございます。

以上ご説明申し上げます。よろしくご審議、ご承認賜りますようお願いいたします。

○副議長（岩本育久君） 次に、議案第3号について。

林業振興課長。

（林業振興課長 大江勝郎君 登壇）

○林業振興課長（大江勝郎君） 議案第3号、熊野市林業会館の指定管理者の指定についての専決処分について、その内容をご説明申し上げます。18ページをごらんください。

本案につきましては、本年3月末で3年間の期間満了となりました熊野市林業会館の指定管理につきまして、本年4月2日からの会館管理に当たり指定管理者の指定の必要があったため、熊野市林業会館条例第3条の規定による指定管理者として、4月2日に設立された三重熊野森林組合代表理事組合長 朝尾高明を指定いたしました。

このことにつきまして、地方自治法第179条の第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めます。

指定期間につきましては、平成24年4月2日から平成27年3月31日までの3年間としております。なお、同団体及び熊野市林業会館施設の概要につきましては、議案19ページに記載のとおりです。

以上、議案第3号の内容についてご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

質 疑

○副議長（岩本育久君） 議案第1号「専決処分の承認について」を議題とし、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（岩本育久君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

委員会付託の省略

○副議長（岩本育久君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号「専決処分の承認について」は、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（岩本育久君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号「専決処分の承認について」は、委員会への付託を省略することに決しました。

討 論

○副議長（岩本育久君） これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（岩本育久君） これにて討論を終結いたします。

採 決

○副議長（岩本育久君） これより採決いたします。

日程第3 議案第1号「専決処分の承認について」は、これを承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（岩本育久君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号「専決処分の承認について」は、これを承認することに決しました。

質 疑

○副議長（岩本育久君） 日程第4 議案第2号「専決処分の承認について」を議題とし、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（岩本育久君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

委員会付託の省略

○副議長（岩本育久君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第2号「専決処分の承認について」は、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（岩本育久君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号「専決処分の承認について」は、委員会への付託を省略することに決しました。

討 論

- 副議長（岩本育久君） これより討論を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 副議長（岩本育久君） これにて討論を終結いたします。

採 決

- 副議長（岩本育久君） これより採決いたします。
日程第4 議案第2号「専決処分の承認について」は、これを承認することにご異議
ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 副議長（岩本育久君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第2号は、これを承認することに決しました。

質 疑

- 副議長（岩本育久君） 日程第5 議案第3号「専決処分の承認について」を議題とし、
これより質疑に入ります。
質疑はございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 副議長（岩本育久君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

委員会付託の省略

- 副議長（岩本育久君） お諮りいたします。
ただいま議題となっております議案第3号「専決処分の承認について」は、会議規則
第36条第3項の規定により委員会への付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異
議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（岩本育久君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号「専決処分の承認について」は、委員会への付託を省略することに決しました。

討 論

○副議長（岩本育久君） これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（岩本育久君） これにて討論を終結いたします。

採 決

○副議長（岩本育久君） これより採決いたします。

日程第5 議案第3号「専決処分の承認について」は、これを承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（岩本育久君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、これを承認することに決しました。

議案の上程（議案第4号～議案第5号）

○副議長（岩本育久君） 日程第6 議案第4号「工事請負契約の締結について」及び日程第7 議案第5号「平成24年度熊野市一般会計補正予算（第1号）について」を一括議題といたします。

提案説明

○副議長（岩本育久君） 市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

（市長 河上敢二君 登壇）

○市長（河上敢二君） 議案第4号、議案第5号について提案の理由をご説明申し上げます。

議案第4号「工事請負契約の締結について」につきましては、鬼ヶ城センター複合施設建設工事について、平成24年5月1日、指名競争入札に付した結果、株式会社榎本工務店代表取締役榎本義秀氏が5億1,135万円で落札したため、工事請負契約を締結するに当たり、熊野市議会の議決に付すべき契約及び財産の所得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第5号は、「平成24年度熊野市一般会計補正予算（第1号）について」につきましては、神上出張所に救護車及び職員を臨時的に配備し運用するための経費による補正で、補正額は235万1,000円の増、予算総額141億4,080万円となっております。

以上、提案の理由をご説明申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

上程議案の内容説明

○副議長（岩本育久君） 次に、議案第4号から順次、内容の説明を求めます。

まず、議案第4号について。

総務課長。

（総務課長 大江文章君 登壇）

○総務課長（大江文章君） 議案第4号「工事請負契約の締結について」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

議案の20ページをごらんください。

本議案につきましては、鬼ヶ城センター複合施設建設工事について、平成24年5月1日、指名競争入札に付した結果、株式会社榎本工務店代表取締役榎本義秀氏が5億1,135万円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は鬼ヶ城センター複合施設建設工事であります。契約の方法は指名競争入札、契約の金額は5億1,135万円、契約の相手方は熊野市有馬町5733番地の1、株式会社榎本工務店代表取締役 榎本義秀氏であります。

工事の概要につきましては、21ページをごらんください。

建物の概要は鉄筋コンクリート造3階建て。延床面積は1419.96㎡、用途が店舗及び飲食店であります。工事概要につきましては、建築、電気設備、機械設備、昇降機設備その他附帯の各工事一式となっております。

22ページが配置図、23ページが1階平面図、24ページが2階平面図、25ページが3階平面図、26ページ、27ページが立面図、28ページが外観イメージ図であります。

以上、ご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（岩本育久君） 次に、議案第5号について。

市長公室長。

（市長公室長 森岡澄生君 登壇）

○市長公室長（森岡澄生君） 議案第5号「平成24年度熊野市一般会計補正予算（第1号）について」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

今回の補正は、昨年台風12号による災害で、神川町や育生町への救急車到着が大幅に遅くなっている状況の対策として、仮設道路供用開始までの間、神上出張所に臨時救護者を配備するためのものがございます。

それでは、別冊の補正予算書をごらんください。

1ページの第1条は補正予算の規模でございまして、235万1,000円を追加したことにより、歳入歳出予算の総額はそれぞれ141億4,080万円となります。

2・3ページは、第1表歳入歳出予算補正として今回補正の全容をまとめたもの、5ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書のうち、5ページは歳入の総括、6・7ページは歳出の総括でございます。

8・9ページの歳入、款18、項1、目1繰越金235万1,000円の増額補正は、前年度剰余金のうち今回補正の歳出に見合う額を計上したものでございます。

10・11ページの歳出、款8、項1消防費、目1常備消防費235万1,000円の増額補正は、冒頭でご説明いたしました臨時救護車配備に係るものでございます。なお、救護車の活動は、週3回、期間は仮設道路完成予定の平成25年10月ごろまでを考慮しておりまして、今回補正では25年3月までの経費を計上しています。主な内容につきましては、消防署OBによる臨時雇用賃金、軽自動車の購入費とその関連経費、酸素ボンベなど救護車に必要な備品購入費などでございます。

以上ご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

質 疑

○副議長（岩本育久君） 日程第6 議案第4号「工事請負契約の締結について」を議題とし、これより質疑に入ります。

1番 道後議員。

○1番（道後宜弘君） 指名競争入札で随意契約とあります。これに至った経緯をお聞かせください。

○副議長（岩本育久君） 総務課長。

○総務課長（大江文章君） 今回の契約が随意契約となっている理由についてご説明をさせていただきます。

平成24年5月1日午前10時から、市内建築業者3業者にて指名競争入札を実施いたしました。入札制限回数内3回以内において落札者がいなかったため、地方自治法施行令167条の2第1項8号に基づき随意契約といたしました。

○副議長（岩本育久君） 1番 道後議員。

○1番（道後宜弘君） 不調といますか、不落かと思うんですが、これに関して分離発注などは考えられなかったのか。そして、もしその考えに至らなかったのなら、その理由をお聞かせください。

○副議長（岩本育久君） 総務課長。

○総務課長（大江文章君） その入札のたびに工事の担当課とかと協議いたしまして、そういう分離発注とかどういう方法が望ましいかということは協議しております。今回は、この指名競争入札で分離しなくてもいいんじゃないかということで、この方法をとらせていただきました。

○副議長（岩本育久君） ほかに質疑ありませんか。

13番 中田征治議員。

○13番（中田征治君） 不調のことであつたので随契になったということなんですけれども、そうすると細かい金額はいいですけども、不調になったときの最低入札価格と、この随契になったときの金額というのは当然ありますよね。ここまでしか来なんだから、入札に来てくれたわけですから札を入れてくれたと思いますので、入れた札で落ちなんだ、それでこの値段で随契にした、その差というのはありますよね。それが大きいので

あれば、予定価格を下げてもう一回競争入札という手があったはずなんですよね。それがあれなのと。

もう1点は、これも完成期日が非常に年度末に近いと。だめ出し、手直しするにしては、昔もっと早うあったように思うんですよね、こういう工事は。それが、ことしもそうですけども、ぎりぎりで年度内で完成ということになってはいますが、こういうぎりぎりだめ出しが出たときに間に合うんでしょうかねというのを、2点についてお尋ねしたいと思います。

○副議長（岩本育久君） 総務課長。

○総務課長（大江文章君） まず、随意契約の範囲でございますけれども、熊野市契約に関する規則及び熊野市建設工事施行規則の運用の中で、指名競争入札において入札回数制限内で落札者がいないとき、入札参加者の了解を得て最低価格の入札者と随意契約による場合は、入札書比較価格に1.05を乗じた価格の範囲内の入札者とするということになっております。その規定を今回は使わせていただいております。

それから、工期の問題でございますけれども、当然この臨時会で一番早くかけさせていただいたわけですし、工期に間に合うような工事とさせていただきたいと思っております。

○副議長（岩本育久君） 13番 中田議員。

○13番（中田征治君） 詳しいことは委員会のほうで聞いてもらったらいいと思うんですけれども、今の答えになっていないので、もし大きなだめ出しがあったときに、年度内に終わるのかなと。こんなぎりぎりまで。はっきり言ってこの辺の工事、都会みたいに夜なべで真夜中までやることもないんで、そんなむちゃな工事やらせてるわけじゃないと思いますんで、だめ出しとかがあるようなときに年度内で終わるのかという問題を聞いておきたいと思っております。

○副議長（岩本育久君） 総務課長。

○総務課長（大江文章君） この工事につきましては、補助金をもらっていただいております。補助金の制度上で、この年度内には終わる必要がございますので、それに向かってやっております。

○副議長（岩本育久君） ほかにご質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（岩本育久君） これにて質疑を終結いたします。

委員会付託

○副議長（岩本育久君） ただいま議題となっております議案第4号は、産業教育常任委員会にお手元に配付いたしております議案付託の表のとおり付託いたします。

質 疑

○副議長（岩本育久君） 日程第7 議案第5号「平成24年度熊野市一般会計補正予算（第1号）について」を議題とし、これより質疑に入ります。
ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（岩本育久君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

委員会付託

○副議長（岩本育久君） ただいま議題となっております議案第5号は、総務厚生常任委員会にお手元に配付いたしております議案付託表のとおり付託いたします。

それでは、委員会審査のため暫時休憩いたします。

（午前 9時 35分）

○副議長（岩本育久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10時 10分）

○副議長（岩本育久君） 日程第6 議案第4号「工事請負契約の締結について」及び日程第7 議案第5号「平成24年度熊野市一般会計補正予算（第1号）について」を一括議題といたします。

総務厚生常任委員長報告

○副議長（岩本育久君） 本件については各委員会へ付託審査となっておりましたので、この際、各委員長報告及び報告に対する質疑に入ります。
まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。
山田議員。

（総務厚生常任委員長 山田 実君 登壇）

○総務厚生常任委員長（山田 実君） それでは、総務厚生常任委員会に付託されました議案について、審査の経過及び結果をご報告申し上げます。
本日委員会を開催し、全員出席のもと、関係課職員の出席を求め、慎重審査した結果、議案第5号 平成24年度熊野市一般会計補正予算（第1号）について
につきましては、全会一致をもって原案を可とすることに決しました。
以上、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

総務厚生常任委員長に対する質疑

○副議長（岩本育久君） これより総務厚生常任委員長の報告に対する質疑に入ります。
総務厚生常任委員長の報告に対する質疑はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（岩本育久君） これにて総務厚生常任委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

産業教育常任委員長報告

○副議長（岩本育久君） 次に、産業教育常任委員長の報告を求めます。
下田議員。

（産業教育常任委員長 下田克彦君 登壇）

○産業教育常任委員長（下田克彦君） 産業教育常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過及び結果をご報告申し上げます。
本日5月16日委員会を開催し、関係課職員の出席を求め慎重審査した結果、議案第4号 工事請負契約の締結について
につきましては、全会一致をもって原案を可とすることに決しました。

以上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

産業教育常任委員長に対する質疑

○副議長（岩本育久君） これより産業教育常任委員長の報告に対する質疑に入ります。

産業教育常任委員長の報告に対する質疑はありませんか。

1番 道後議員。

○1番（道後宣弘君） 2期工事もあるというふうには伺っておりますが、この2期工事に関して金額等は出ましたでしょうか。

それともう一点、先ほどの本会議での質疑におきまして、分離発注に関して詳しい説明がなかったように思われるのですが、この件に関しては議題に上りましたでしょうか。

○副議長（岩本育久君） 下田委員長。

○産業教育常任委員長（下田克彦君） 議論は数多く委員会の中でさせていただきました。質疑もかなり多かった中で、今議員ご質問のまず2期工事の件に関してでありますけれども、中身についての具体的な議論はされませんでしたけれども、25年度におきましては2,587万円の2期工事があるということがありました。

分離発注に関しまして、その他、今回のその不落の理由について、またその後の庁舎内での議論だとかその他につきまして、質疑が多くありましたけれども、さらにはその設計価格等との差とか、この価格についていろいろ質疑がありました。その他、市外の業者を入れてはというような質疑もありました。

そういった中で、おおむね執行部の答弁は、市内の業者の技術だとか地元業者の育成、また、さらなる技術の向上をしていくというような答弁でございました。

○副議長（岩本育久君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（岩本育久君） これにて、産業教育常任委員長の報告に対する質疑を終結します。

討 論

○副議長（岩本育久君） 日程第6 議案第4号「工事請負契約の締結について」を議題

とし、討論を行います。

13番 中田議員。

○13番（中田征治君） この件に関して反対するものであります。

理由としては、随契に至った経緯の説明もあったようでございますけども、もっと努力する過程があったんじゃないかと。そしたら、その時点でもう一度、発注なども検討して、いかに予算を少なくして済むようにするかという問題もあるし、場合によっては設計の根本的な見直しまであり得たんじゃないかということも考えられますので、今入札に関して反対するものであります。

○副議長（岩本育久君） 原案に賛成の討論はございませんか。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（岩本育久君） これにて、討論を終結します。

採 決

○副議長（岩本育久君） これより起立による採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（多数起立）

○副議長（岩本育久君） 起立多数であります。

よって、議案第4号は可決されました。

討 論

○副議長（岩本育久君） 日程第7 議案第5号「平成24年度熊野市一般会計補正予算（第1号）について」を議題とし、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（岩本育久君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

○副議長（岩本育久君） これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（岩本育久君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

執行部は退場してください。議員諸君は退席しないようお願いします。

（午前 10時 20分）

○副議長（岩本育久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10時 22分）

議長の辞職願について

○副議長（岩本育久君） 議長一身上の都合により、辞職願を私副議長が受理しております。

お諮りいたします。

この際、議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（岩本育久君） ご異議なしと認めます。

よって、この際、議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

局長に議長辞職願を朗読いたさせます。

（事務局長 南 佳壽君 朗読）

○副議長（岩本育久君） お諮りいたします。

中田悦生議員の議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（岩本育久君） ご異議なしと認めます。

よって、中田悦生議員の議長辞職を許可することに決しました。

12番 中田悦生議員から、退任のあいさつをお預かりしておりますので朗読いたします。

議長辞職に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

昨年5月、皆様の温かいご支持をいただき、議長に就任いたしました。この間、議員皆様からご支援、ご協力を賜りまして、大過なく1年間務めさせていただきましたことを心より感謝と御礼を申し上げます。議長の任期であります本日まで、副議長を初め、議員の皆様にも多大な迷惑をおかけしたことを、この場をおかりしましておわび申し上げます。

今後は一議員として、熊野市並びに熊野市議会の発展のため、精いっぱい頑張ってみますので、これまで以上のご指導をお願い申し上げます。

簡単ではございますが、私のあいさつとさせていただきます。1年間ありがとうございました。

平成24年5月16日、中田悦生。

議長の選挙

○副議長（岩本育久君） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（岩本育久君） ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は投票とし、投票は単記無記名といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(岩本育久君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は投票といたします。

議場の閉鎖を命じます。

(議 場 の 閉 鎖)

○副議長(岩本育久君) ただいまの出席議員は14名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

(投 票 用 紙 配 付)

○副議長(岩本育久君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○副議長(岩本育久君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投 票 箱 の 点 検)

○副議長(岩本育久君) 異状なしと認めます。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

局長に点呼を命じます。

(局長の点呼に従い投票)

○副議長(岩本育久君) 投票漏れはございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○副議長(岩本育久君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議 場 の 開 鎖)

○副議長(岩本育久君) 開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に、

2番 西議員、5番 増田議員、14番 前地議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました3人の諸君の立ち会いをお願いします。

(立ち会いのもと開票)

○副議長(岩本育久君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 14票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票 13票、無効投票 1票、うち白票ゼロ票であります。

有効投票中、下田克彦議員 13票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3.25票であります。

よって、下田克彦議員が議長に当選されました。

下田議員が議長におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により、告知をいたします。

下田議員の発言を許可します。

下田議員。

(新議長 下田克彦君 登壇)

○新議長(下田克彦君) ただいまの議長選挙におきまして当選をさせていただきました下田克彦でございます。ご支持をいただきました議員の皆様には心より感謝を申し上げます。

くしくも本年、昨年の東紀州大水害からの復旧・復興元年、また地域主権一括法の本格施行の実施となるこの平成24年度でございます。さらなる住民自治の確立と円滑なる議会運営を推進していくために、議員の皆様は今まで以上のご指導、ご鞭撻を賜りたくお願いを申し上げます、私のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

○副議長(岩本育久君) 議事運営にご協力ありがとうございました。

新議長と交代いたします。

議長、議長席にお着き願います。

(新議長、議長席へ着席)

会議録署名議員の追加指名

○議長(下田克彦君) ただいま交代いたしました。

議事運営にご協力よろしく願いたします。

お諮りいたします。

この際、会議録署名議員の追加指名を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下田克彦君) ご異議なしと認めます。

よって、会議録署名議員の追加指名を日程に追加いたします。

会議録署名議員として指名されておりました私、下田克彦が議長に就任いたしましたので、会議録署名議員として、

1番 道後宣弘議員

を追加指名いたします。

副議長の辞職願について

○議長(下田克彦君) ただいま副議長、岩本育久議員から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下田克彦君) 異議なしと認めます。

よって、この際副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、岩本議員の退席を求めます。

(8番 岩本育久君 退席)

○議長(下田克彦君) 局長に副議長辞職願を朗読いたさせます。

(事務局長 南 佳壽君 朗読)

○議長(下田克彦君) お諮りいたします。

岩本育久議員の副議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（下田克彦君） 異議なしと認めます。

よって、岩本育久議員の副議長辞職を許可することに決しました。

（8番 岩本育久君 着席）

○議長（下田克彦君） 岩本育久議員から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

岩本議員。

○8番（岩本育久君） 副議長退任に当たりまして一言ごあいさつ申し上げます。

昨年の今議会で副議長に就任以来、この1年間、議員皆様のご指導、ご協力を仰ぎまして大過なく議長を補佐してまいりました。この間、いただきましたご支援、ご協力に感謝し、厚く御礼申し上げます。

これからは一議員として、市政発展に向け努力していく所存であります。今後ともよろしくお願い申し上げます。本当に1年間ありがとうございました。

（拍手）

副議長の選挙

○議長（下田克彦君） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下田克彦君） 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は投票とし、投票は単記無記名といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下田克彦君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は投票といたします。

議場の閉鎖を命じます。

(議 場 の 閉 鎖)

○議長（下田克彦君） ただいまの出席議員は14名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

(投 票 用 紙 配 付)

○議長（下田克彦君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○議長（下田克彦君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投 票 箱 の 点 検)

○議長（下田克彦君） 異状なしと認めます。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

局長に点呼を命じます。

(局長の点呼に従い投票)

○議長（下田克彦君） 投票漏れはございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○議長（下田克彦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議 場 の 開 鎖)

○議長（下田克彦君） それでは、開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に、

2番 西議員、5番 増田議員、14番 前地議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました3人の諸君の立ち会いをお願いいたします。

(立ち会いのもと開票)

○議長（下田克彦君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 14票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票 11票、無効投票 3票、うち白票 2票であります。

有効投票中、4番 和田いく子議員 11票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は2.75票であります。

よって、和田いく子議員が副議長に当選をされました。

和田議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により、告知をいたします。

和田議員の発言を許可します。

和田議員。

(新副議長 和田いく子さん 登壇)

○新副議長(和田いく子さん) 一言ごあいさつをさせていただきます。

ただいま皆様のご支援により、副議長に就任させていただきました。ありがとうございます。

これからは議長の女房役として、誠心誠意全力で頑張っていきたいと思っております。どうか皆様の温かいご支援、ご鞭撻をお願い申し上げまして、就任のあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

(拍手)

○議長(下田克彦君) 暫時休憩いたします。11時10分から全員協議会を開会いたしますので、議員諸君は第3委員会室にご参集願います。

(午前 10時 54分)

○議長(下田克彦君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11時 35分)

監査委員の選任について

○議長(下田克彦君) 日程第8 同意案第1号「熊野市監査委員の選任について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、11番 山本洋信議員の退席を求めます。

(11番 山本洋信君 退席)

提案説明

○議長（下田克彦君） 市長の提案理由の説明を求めます。
市長。

（市長 河上敢二君 登壇）

○市長（河上敢二君） 本臨時会に提出いたしました同意案につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

同意案第1号「熊野市監査委員の選任について」につきましては、議員のうちから選任する監査委員として、山本洋信議員を選任いたしたいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

採 決

○議長（下田克彦君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意案第1号「熊野市監査委員の選任について」は、所定の手続を省略して、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下田克彦君） ご異議なしと認めます。

よって、同意案第1号「熊野市監査委員の選任について」は、これに同意することに決しました。

（11番 山本洋信君 着席）

紀南病院組合議会議員の選挙

○議長（下田克彦君） 続きまして日程第9 「紀南病院組合議会議員の選挙」を行います。

この選挙は、紀南病院組合同規約第5条の規定により、本市議会議員のうちから5名の

議員を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下田克彦君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下田克彦君) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

紀南病院組合議会議員に、3番 濱重明議員、13番 中田征治議員、14番 前地林議員、15番 前田桂之助議員、16番 清水純一議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました5名の議員を、紀南病院組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下田克彦君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま議長において指名いたしました5名の議員が、紀南病院組合議会議員に当選をされました。

濱 重明議員、中田征治議員、前地 林議員、前田桂之助議員、清水純一議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により、告知をいたします。

紀南介護保険広域連合議会議員の選挙

○議長(下田克彦君) 続きまして、日程第10 「紀南介護保険広域連合議会議員の選

挙」を行います。

この選挙は、紀南介護保険広域連合規約第8条の規定により、本市議会議員のうちから5名の議員を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下田克彦君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下田克彦君) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

紀南介護保険広域連合議会議員に、1番 道後宣弘議員、2番 西賢二議員、5番 増田幸美議員、6番 山田実議員、11番 山本洋信議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました5名の議員を、紀南介護保険広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下田克彦君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま議長において指名いたしました5名の議員が、紀南介護保険広域連合議会議員に当選をされました。

道後宣弘議員、西賢二議員、増田幸美議員、山田実議員、山本洋信議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により、告知をいたします。

○議長（下田克彦君） 次に、日程第11 「東紀州農業共済事務組合議会議員の選挙」を行います。

この選挙は、東紀州農業共済事務組合同規約第5条の規定により、本市議会議員のうちから2名の議員を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下田克彦君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦によることと決しました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下田克彦君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

東紀州農業共済事務組合議会議員に、1番 道後宣弘議員、2番 西賢二議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました2名の議員を、東紀州農業共済事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下田克彦君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議長において指名いたしました2名の議員が、東紀州農業共済事務組合議会議員に当選されました。

道後宣弘議員、西賢二議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により、告知をいたします。

三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（下田克彦君） 日程第12 「三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下田克彦君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦によることに決しました。

お諮りいたします。

指名は、議長において行うこととしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下田克彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

三重県後期高齢者医療広域連合議会議員に、私、下田克彦を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました議員を、三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下田克彦君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました私、下田克彦が、三重県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選をいたしました。

会議規則第31条第2項の規定により、当選人に対して告知をいたします。

閉 会

○議長（下田克彦君） 以上をもちまして、今期臨時会に付議されました事案は、すべて議了いたしました。

これにて、平成24年5月熊野市議会臨時議会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

午前 11時 42分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

熊野市議会議長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____

熊野市議会旧副議長 _____